



事業系ごみの適正処理について

令和7年2月

名古屋市環境局資源循環推進課



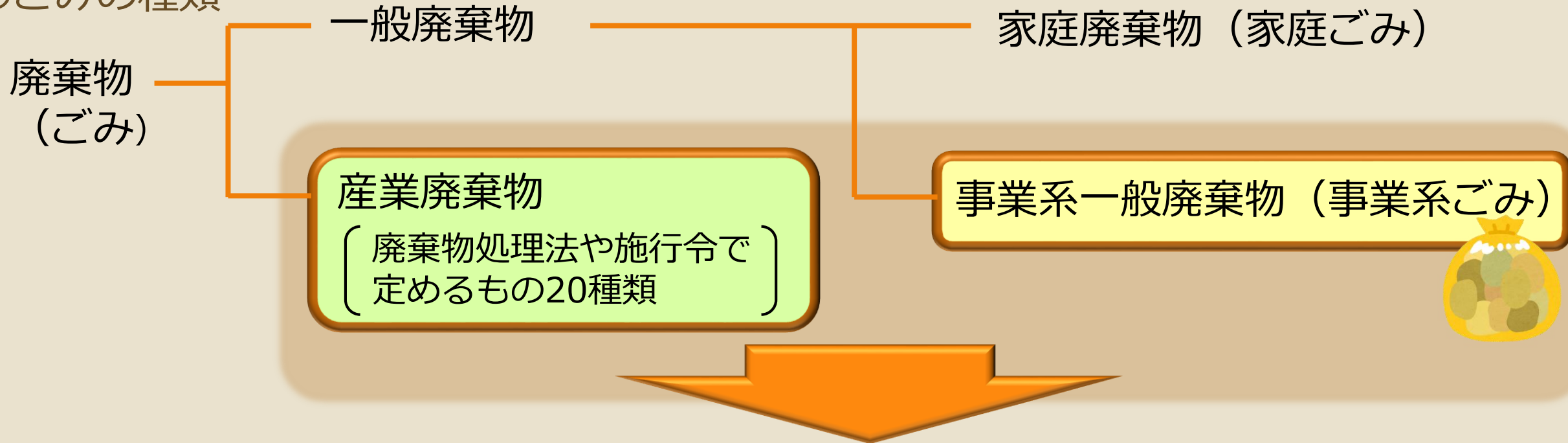
1. 事業系ごみについて

～事業系ごみとは？分類と処理方法について～



事業系ごみとは

○ごみの種類



事業活動に伴って生じた廃棄物の処理は、法律で定められている

〔 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条)
事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければならない。 〕

○事業活動とは??

店舗・会社・工場・事務所・内職などの営利を目的とするものだけでなく、病院・学校・官公庁
NPO法人などが行う非営利の活動も含む



家庭ごみと事業系ごみ



家庭ごみと、事業活動から出たごみでは分別・排出方法が異なります。
事業活動から出たごみを、家庭ごみ（市の収集）に出すことはできません。

家庭ごみに
混ぜないで！

住居一体型
の事業所



家庭生活に伴うごみ

家庭ごみ

事業活動に伴うごみ

事業系ごみ
又は
産業廃棄物



家庭ごみは「市の収集」、事業系ごみは「一般廃棄物収集運搬許可業者による収集」です。分別方法、出し方が違います！

事業者の皆様は適切な処理をお願いします。



指定袋には排出事業者名
を記入してください。

名古屋市指定袋(承認番号 00000 号)

事業系 可燃ごみ

生ごみ、ちり紙等のリサイクルできない紙くず

排出事業者名

名古屋市一般廃棄物許可業者用

事業系一般廃棄物 (事業系ごみ) の処理方法

一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託
(市内 28 業者 + 限定許可 4 業者)

又は

自ら市の処理施設に搬入

一般廃棄物の収集運搬の許可がない業者に処理を依頼することは法律違反

ただし、古紙・くず鉄・空きびん類・古繊維のみを資源化する場合は、許可のない資源回収業者への委託が可能

○資源化については、ごみの収集を委託している許可業者や、下記の業者にご相談ください。

古紙・機密書類	愛知県古紙協同組合	☎052-533-2371
	名古屋リサイクル協同組合	☎052-582-3990
	名古屋再生資源協同組合	☎052-228-9371
生ごみ	中部有機リサイクル株式会社 (飼料化)	☎052-725-9200
	株式会社ケミカルフォース (堆肥化)	☎052-614-0539

せん定枝類	名古屋港木材倉庫株式会社	☎052-611-9700
古繊維	愛知県再生繊維協同組合	☎052-441-3763
鉄くず	愛知県鉄屑加工処理協同組合	☎052-586-3681
びん	中部びん商連合会	☎052-381-6201
	東海硝子原料問屋組合	☎0587-66-6451



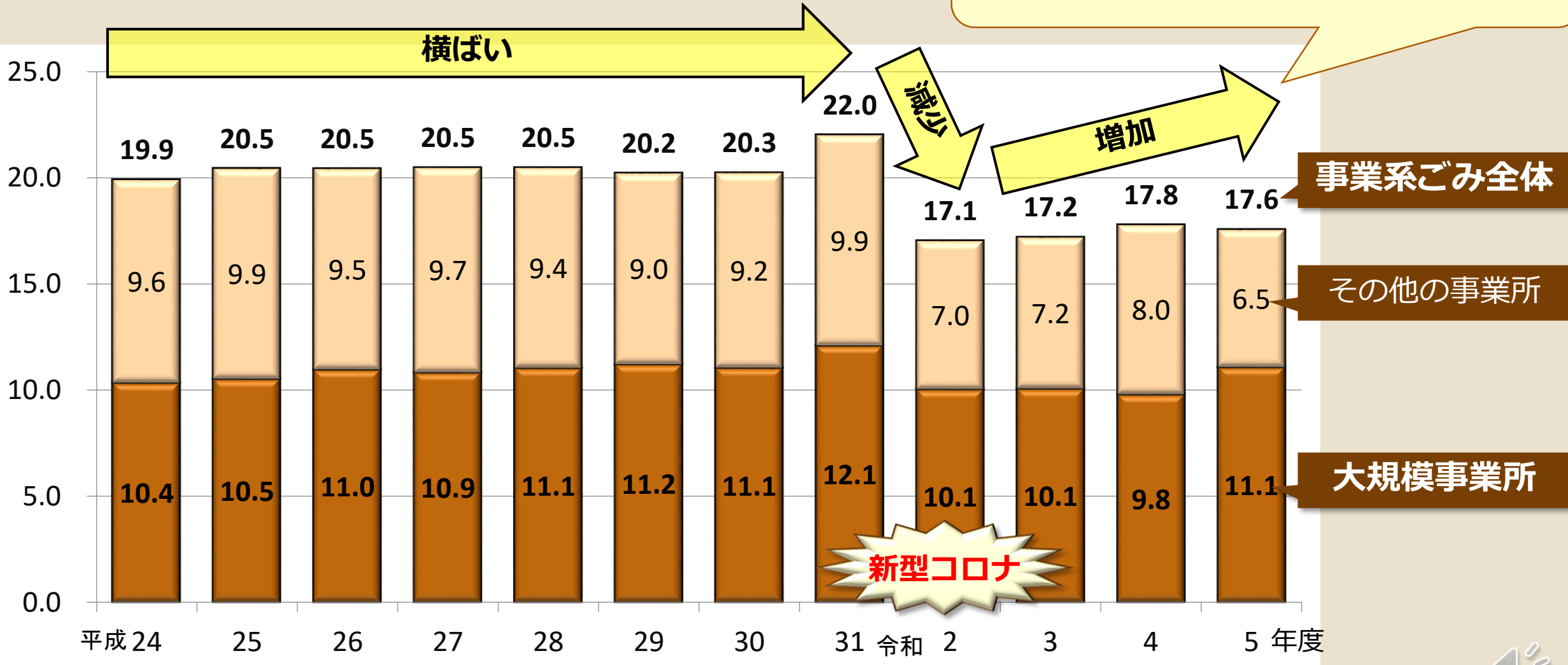
2. 市の事業系ごみの現況



事業系ごみの排出状況の推移

(万トン)

- ・新型コロナウイルスの影響による減少
- ・社会経済活動の回復による増加



事業系ごみ削減の目標

目標値(令和12年度)

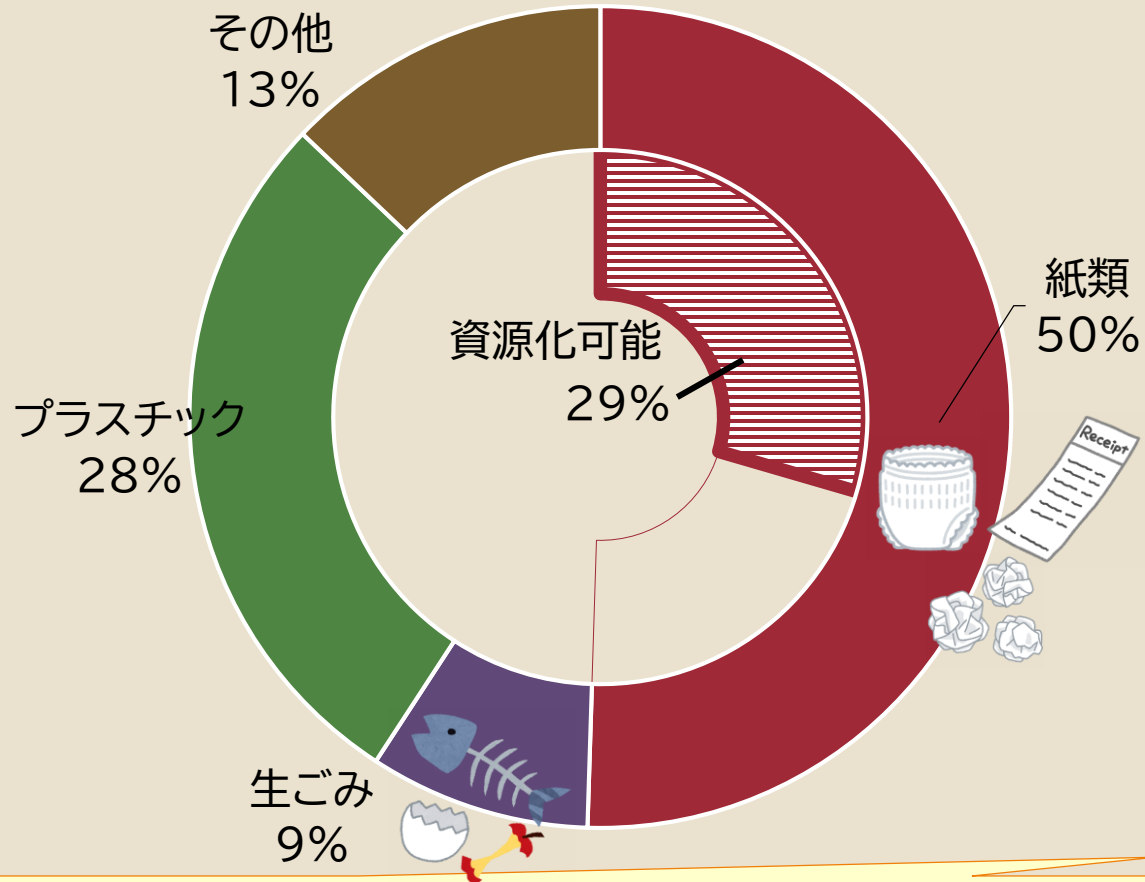
紙 	古紙資源化率	令和4年度 74% → 80%
生ごみ 	食品ロス削減	令和4年度比 5%削減
	生ごみ資源化率	令和4年度 37% → 50%
プラスチック	使い捨てプラスチック削減	令和4年度比 10%削減

名古屋市第6次一般廃棄物処理基本計画より

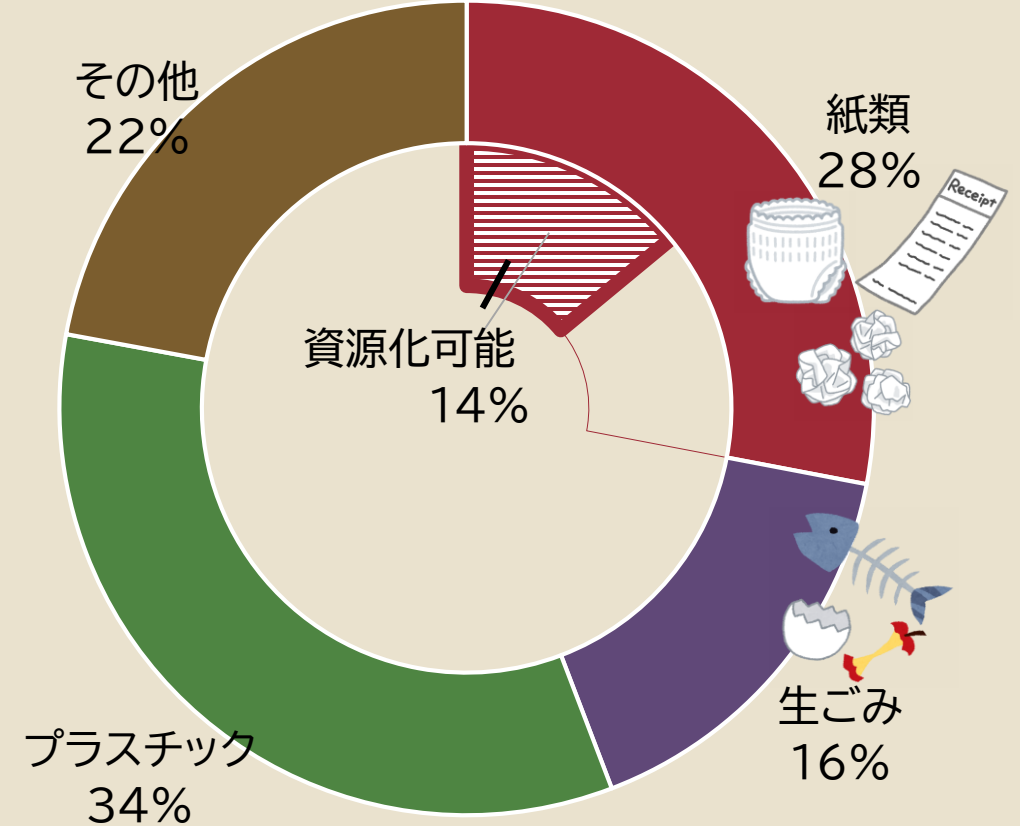
持続可能な循環型都市を目指して、更なるごみ減量・資源化にご協力ください！

業種ごとのごみ排出状況

オフィス・事務所



店舗(小売・サービス)

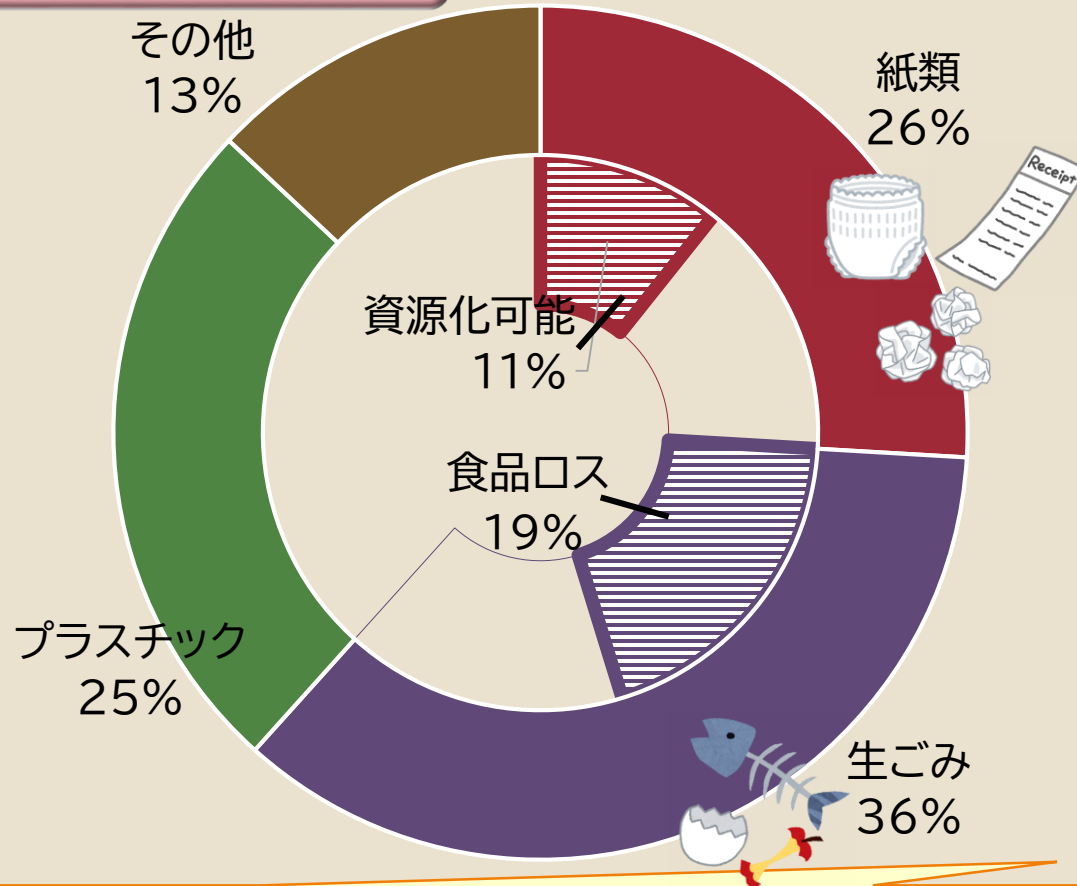


- ・ 排出されたごみのうち、紙類とプラスチックの2つが大部分を占めています。
- ・ 紙類について、資源化可能な紙類（特に雑がみ）が多く混入しています。

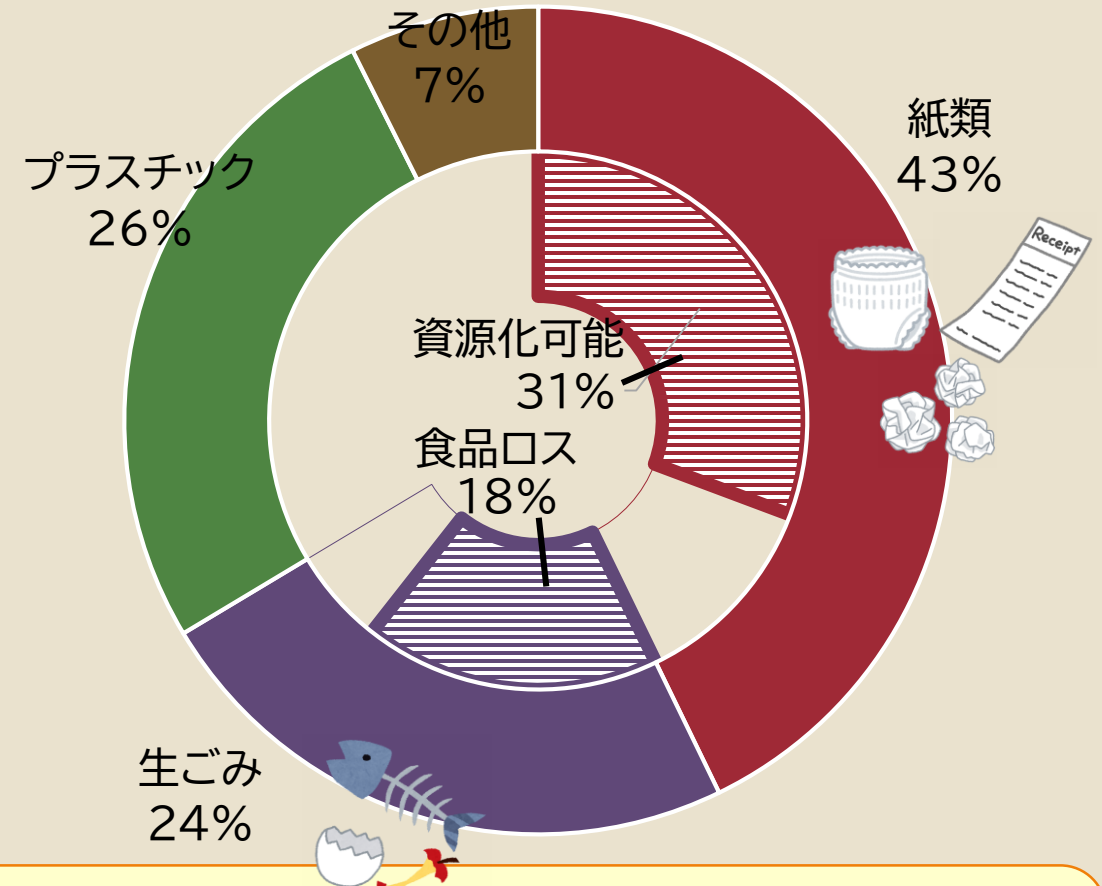


業種ごとのごみ排出状況

飲食店



食品スーパー・食品販売



- ・ 排出されたごみのうち、紙類、生ごみ、プラスチックの3つが大部分を占めています。
- ・ 紙類について、資源化可能な紙類が多く捨てられています。
- ・ 生ごみの大半が食品ロスに由来するものです。



業種ごとのごみ排出状況

・業種別に、ごみの減量・資源化の進め方や事例紹介を掲載したリーフレットを作成しました！

オフィス・事務所

事業系ごみ（事業活動に伴うごみの出し方） 減量・資源化ガイド

事業者の責務

- 事業活動に伴って生じた廃棄物については、事業者自らの責任において適正に処理することが必要です。少量であっても家庭ごみとして市の収集に出すことはできません。
- 分別・資源化等を行うことによりその減量に努めることも必要です。
（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条、名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第4条）

ごみの減量、資源化の効果

コスト削減 ごみの減量は、ごみ処理コストの削減につながります。

社会的責任

環境問題への関心が高まっている今、ごみ減量に積極的に取り組むことは、企業の社会的責任を果たすことであり、企業イメージ向上につながります。

意識変革

ごみを出さないよう業務の見直しや合理化に取り組むことが、社員の意識啓発にもつながります。

まずはごみの減量、そして資源化。



オフィス・事務所のごみの排出状況



店舗（小売・サービス）

事業系ごみ（事業活動に伴うごみの出し方） 減量・資源化ガイド

事業者の責務

- 事業活動に伴って生じた廃棄物については、事業者自らの責任において適正に処理することが必要です。少量であっても家庭ごみとして市の収集に出すことはできません。
- 分別・資源化等を行うことによりその減量に努めることも必要です。
（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条、名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第4条）

ごみの減量、資源化の効果

コスト削減 ごみの減量は、ごみ処理コストの削減につながります。

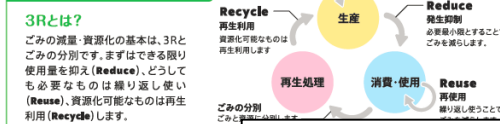
社会的責任

環境問題への関心が高まっている今、ごみ減量に積極的に取り組むことは、企業の社会的責任を果たすことであり、企業イメージ向上につながります。

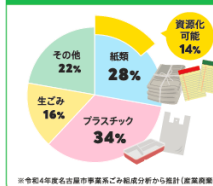
意識変革

ごみを出さないよう業務の見直しや合理化に取り組むことが、社員の意識啓発にもつながります。

まずはごみの減量、そして資源化。



店舗（小売・サービス）のごみの排出状況



飲食店

事業系ごみ（事業活動に伴うごみの出し方） 減量・資源化ガイド

事業者の責務

- 事業活動に伴って生じた廃棄物については、事業者自らの責任において適正に処理することが必要です。少量であっても家庭ごみとして市の収集に出すことはできません。
- 分別・資源化等を行うことによりその減量に努めることも必要です。
（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条、名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第4条）

ごみの減量、資源化の効果

コスト削減 ごみの減量は、ごみ処理コストの削減につながります。

社会的責任

環境問題への関心が高まっている今、ごみ減量に積極的に取り組むことは、企業の社会的責任を果たすことであり、企業イメージ向上につながります。

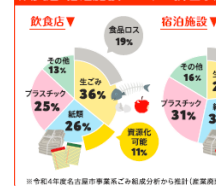
意識変革

ごみを出さないよう業務の見直しや合理化に取り組むことが、社員の意識啓発にもつながります。

まずはごみの減量、そして資源化。



飲食店・宿泊施設のごみの排出状況



食品スーパー・食品販売

事業系ごみ（事業活動に伴うごみの出し方） 減量・資源化ガイド

事業者の責務

- 事業活動に伴って生じた廃棄物については、事業者自らの責任において適正に処理することが必要です。少量であっても家庭ごみとして市の収集に出すことはできません。
- 分別・資源化等を行うことによりその減量に努めることも必要です。
（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条、名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第4条）

ごみの減量、資源化の効果

コスト削減 ごみの減量は、ごみ処理コストの削減につながります。

社会的責任

環境問題への関心が高まっている今、ごみ減量に積極的に取り組むことは、企業の社会的責任を果たすことであり、企業イメージ向上につながります。

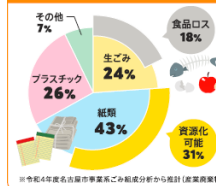
意識変革

ごみを出さないよう業務の見直しや合理化に取り組むことが、社員の意識啓発にもつながります。

まずはごみの減量、そして資源化。



食品スーパー・食品販売店のごみの排出状況



3. 事業者のみなさまへのお願い



事業系ごみの収集運搬について

ごみの収集運搬許可業者が、収集運搬をしやすい時間や場所、円滑な作業等となるよう、ご協力ください。

- 収集時間帯を指定しない
- 収集車が横付けできる場所での収集 など

ごみの収集運搬について、労務費や原材料費、エネルギーコストの適切な転嫁を図ることが必要となっています。

ごみの収集運搬許可業者の作業等に、ご理解、ご協力をお願いします。



事業系ごみの収集運搬について

以下の作業等については、許可業者がご負担を求める場合があります。

- ・ 夜間、早朝の収集
- ・ 日曜、年末年始の収集
- ・ 時間帯指定の収集
- ・ ごみ置き場からの運び出し
- ・ ごみ置き場の管理
- ・ 支払い手数料
- ・ 請求に関係ない計量作業 など

詳しくは、収集を委託している
許可業者へご相談ください

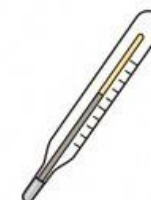
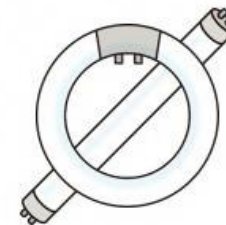


水銀使用製品の適正な処理について



水銀使用製品である**蛍光管**、**水銀体温計**、**水銀温度計**、その他(**水銀血圧計**など)は「可燃ごみ」又は「不燃ごみ」として出すことはできません！

- ・ **産業廃棄物**として処理をしてください



産業廃棄物としての処理にあたっては、収集の委託をしている許可業者にお問い合わせ下さい。

※ 蛍光管、水銀体温計、水銀温度計は、家庭並み性状で1事業者あたりの排出量が家庭並みにとどまるものは、市の拠点回収に出すことができます。



アクリルパーティションの適正処分・有効活用について

廃棄する場合は...

産業廃棄物に該当しますので、産業廃棄物として処理を依頼してください



新型コロナ対策の飛沫防止パーティションが不要になった場合は適正に処理してください！

廃棄する前にリユースやリサイクルをご検討ください

リユース -Reuse-

- ・ リユース品として売却する、もしくはアップサイクルして別の用途で活用する



リサイクル -Recycle-

- ・ リサイクルが可能なものについてはリサイクルをする
(詳しくは、産業廃棄物処理業者にお問い合わせ下さい)



アクリルパーティションの適正処分・有効活用について

市取組事例①

定規へアップサイクル



アップサイクルの講習会を実施し、アクリル板パーティションから定規に切り出して講習会で色付けしました。

名古屋市のパーティションの有効活用の取組事例を紹介します！



市取組事例②

事務用品等へリサイクル



市役所等で不要になったアクリル板パーティションの一部を回収し、事務用品などにリサイクルしました。

工場※で原料に戻して
新たな製品に加工



参考

事業系ごみ・資源の分け方

資源

これらの品目は、**ごみとして収集しません。**
品目別に分けてリサイクルしてください。

具体的な分別・排出方法は、収集の委託をしている許可業者または資源回収業者にお問い合わせください。

古紙

新聞、雑誌、段ボール等、種類ごとに分けて集めてください。
OA用紙やシュレッダー紙等は処理業者によって分別方法が異なる場合がありますので、具体的な排出方法については処理業者に確認ください。



混ぜたら困るもの【禁忌品】

紙を再生する妨げになります。分別時に混ざらないように気をつけてください。
(詳しくは処理業者に確認ください。)

以下の品目は**家庭並み少量の場合**に限り、市の資源収集に出すことができます。

『家庭並み少量の場合』とは…
一般家庭から出るものと同じ性状で、品目別の発生量が1事業年度あたり1家庭につき45リットル(スプレー缶は1週間につき20リットル)の指定額1袋目当りまでの場合

<注意点>家庭並み少量に該当しない場合は、処理業者に処理を依頼してください。

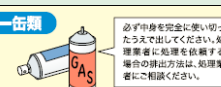
空きびん



空き缶



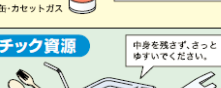
スプレー缶類



ペットボトル



プラスチック資源



紙製容器包装・雑がみ

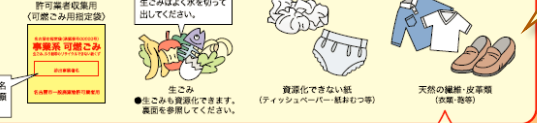


＜市の資源収集に出す場合の注意点＞
①収集曜日や収集場所が発生する区の環境事業所にお問い合わせください。
②プラスチック資源、スプレー缶類は原則各戸収集のため、発生する区の環境事業所に申し出が必要。
③家庭用資源指定額で出してください。
④古紙(新聞類)は市では収集していません。収集の委託をしている許可業者または資源回収業者にお問い合わせください。

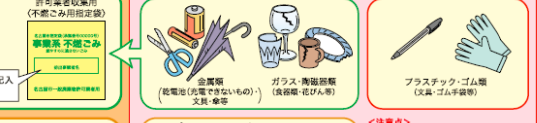
ごみ

事業活動から出る**プラスチック、ゴム、金属、ガラス、陶磁器等は、産業廃棄物**です。産業廃棄物として処理を依頼してください。
ただし、出るごみの性状や量が家庭並みである場合に限り、可燃ごみ、不燃ごみ、発火性危険物として許可業者に処理委託することがあります。

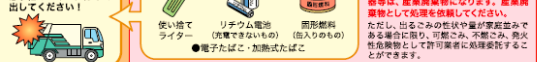
可燃ごみ



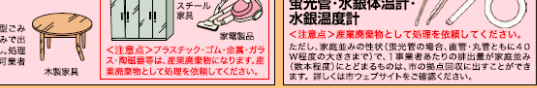
不燃ごみ



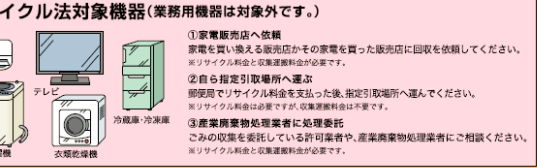
発火性危険物



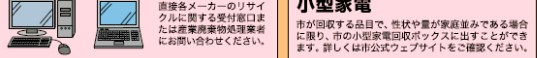
大型ごみ



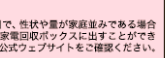
家電リサイクル法対象機器



パソコン



小型家電



事業系ごみ・資源の分け方等を分かりやすく解説したリーフレットがあります。

事業系ごみの出し方 ウェブページ内より
「事業活動に伴うごみの出し方(PDF)」
「事業系ごみ・資源の分け方(PDF)」
をダウンロードしてください。

URL

<https://www.city.nagoya.jp/jigyoku/category/38-2-5-2-0-0-0-0-0-0.html>



外国語版【英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・フィリピン語】のリーフレットもありますので、外国人の従業員への説明などにぜひ、ご活用ください！

(上記ウェブページ内)



事業系ごみ・資源は市で回収しません(資源の一部を除く)。事業者自らの責任において適正に処理してください。

ありがとう！循環型社会のトッピングナー

シャチの
ジュンちゃん



名古屋市

よろしくお願いします

